

令和4年4月27日

〒742-1401

山口県熊毛郡上関町大字祝島123番地

上関原発を建てさせない祝島島民の会

代表者代表運営委員 清水 敏保 様

〒730-0012

広島市中区上八丁堀7番16-703号

中国電力株式会社代理人 弁護士 末 国 陽

電 話082-224-2711

FAX082-224-2722

(送達場所)

〒753-0048

山口市駅通り二丁目3番18号法曹ビル4階

中国電力株式会社代理人 弁護士 松 村 和 明

電 話083-922-0415

FAX083-922-0490

貴会から、2022年3月11日付け「令和4年1月14日付け文書への反論及び質問書」を3月14日に郵送にて受領いたしました。

令和4年1月14日付けの文書において、当社は、それまでの貴会のご意見を踏まえた上で、貴会が山口地方裁判所平成24年（モ）第36号保全取消請求事件の平成26年6月11日付けの和解（以下単に「和解」といいます。）に係る内容に疑義をもたれているようでしたので、「裁判所において和解条項の内容を相互に確認する機会を設けることも考えています」と述べました。それに対し、貴会として

「和解条項の内容を否定しているわけではありません」と述べられていることから、当社が適法に実施する海上ボーリング調査が和解条項に当てはまるとのご認識であることを改めて確認できました。

一方で、海上ボーリング調査が「損失補償を欠いた違法な調査」であるとして、「違法な調査に対して不作為義務を負うはずはありません」とも述べられていますが、これはつまり、海上ボーリング調査が適法な調査ではないため、和解の対象にはあたらないとのご主張であると理解しましたが、異論ございますでしょうか。これについての貴会の認識をお示しくくださるようお願いいたします。

なお、当社はこれまでも重ねて海上ボーリング調査が違法なものではないことなどをご説明しており、貴会におかれましては和解条項を遵守していただきたいと考えますが、依然として双方の主張は平行線の状況であると認識しています。当社としましては、円満な解決に向けて話し合いをしたうえで海上ボーリング調査を実施したく、上述した貴会のご主張に係る点も含め、裁判所において相互に確認する機会を設けることを考えていますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。